サス**が**株式会社 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商号)

当会社は、サスメド株式会社と称し、英文では、SUSMED, Inc.と表示する。

# 第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医療・介護機器の開発、製造、販売、修理、貸与及び輸出入
- (2) ソフトウェアプロダクト及び関連ソフトウェアの開発、販売、修理、貸与及び輸出入
- (3) 検査・解析に関するサービスの提供
- (4) 各種医療・介護データの収集及び提供業務
- (5) 医療・介護分野の研究開発の受託
- (6) 臨床試験支援業務
- (7) コンピュータの利用による情報の提供
- (8) 前各号に関連する知的財産権の取得、実施、利用許諾、維持及び管理
- (9) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

# 第4条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告によって行う。但し、やむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

# 第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、53,000,000 株とする。

# 第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

# 第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける 権利

## 第9条 (株主名簿管理人)

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

### 第10条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

# 第3章 株主総会

### 第11条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

## 第12条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

#### 第13条 (招集権者及び議長)

- 1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第14条 (電子提供措置等)

- 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができ る。

#### 第15条 (決議の方法)

- 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第16条 (議決権の代理行使)

- 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

# 第4章 取締役及び取締役会

### 第17条 (取締役の員数)

- 1. 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。
- 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

## 第18条 (取締役の選任方法)

- 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議 後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までと する。
- 4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第19条 (取締役の任期)

- 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

# 第20条 (代表取締役及び役付取締役)

- 1. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
- 2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役 社長 1 名を定め、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定める

ことができる。

#### 第21条 (取締役会の招集権者及び議長)

- 1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第22条 (取締役会の招集通知)

- 1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

## 第23条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第24条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

### 第25条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第26条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第27条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等 委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

### 第28条 (取締役の責任免除及び責任限定)

- 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

# 第5章 監査等委員会

# 第29条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第30条 (監査等委員会の招集通知)

- 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

## 第31条 (監査等委員会の決議の方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数を もって行う。

## 第32条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監查人

## 第33条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

#### 第34条 (会計監査人の任期)

- 1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において 再任されたものとする。

# 第7章 計 算

# 第35条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

#### 第36条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

# 第37条 (剰余金の配当の基準日)

- 1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

# 第38条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける

# (附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、第 9 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以上